

新旧対照表

○神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

新	旧
<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位（以下この条及び第14条第1項第1号において「有毒部位」という。）を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) ふぐ包丁師 ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱い（ふぐ（<u>ふぐの処理がされたもの</u>を除く。以下同じ。）を食品（食品衛生法（<u>昭和22年法律第233号</u>）第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。）に従事する者をいう。</p> <p>(3) ふぐ営業 業としてふぐの取扱い等（ふぐの取扱い又は食品としてふぐを販売する（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）ことをいう。以下同じ。）をすることをいう。ただし、営業者その他業としてふぐの取扱い等をすることができると他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市若しくは特別区の長（以下「他の都道府県知事等」という。）が認めた施設において当該ふぐの取扱い等を行うことができる他の都道府県知事等が認めた者（第12条において「営業者等」という。）、ふぐ包丁師その他ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると他の都道府県知事等が認めた者（以下「ふぐ包丁師等」という。）又はふぐ卸</p>	<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位（以下この条及び第18条第1項第1号において「有毒部位」という。）を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。</p> <p>(2) <u>ふぐ加工製品</u> <u>ふぐの処理がされたものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。第17条第2号において同じ。）に入れたものをいう。</u></p> <p>(3) ふぐ包丁師 ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱い（ふぐ（<u>ふぐ加工製品</u>を除く。以下同じ。）を食品（食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。）に従事する者をいう。</p> <p>(4) ふぐ営業 業としてふぐの取扱い等（ふぐの取扱い又は食品としてふぐを販売する（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）ことをいう。以下同じ。）をすることをいう。ただし、営業者その他業としてふぐの取扱い等をすることができると他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市若しくは特別区の長（以下<u>この号及び第17条第1号において</u>「他の都道府県知事等」という。）が認めた施設において当該ふぐの取扱い等を行うことができる他の都道府県知事等が認めた者（第12条において「営業者等」という。）、ふぐ包丁師その他ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると他の都道府県知事等が認めた者（以下「ふぐ卸</p>

新	旧
<p>売業者（食品衛生法第55条第1項の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業に限る。）の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。）に対して行う販売を除く。</p>	<p>包丁師等」という。）又はふぐ卸売業者（食品衛生法第55条第1項の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業に限る。）の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。）に対して行う販売を除く。</p>
<p>(4) (略) (削除)</p>	<p>(5) (略) (6) <u>ふぐ加工製品取扱者 第14条の規定により知事に届け出て、業としてふぐ加工製品の取扱い等（ふぐ加工製品（規則で定めるふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵することをいう。以下同じ。）をする者をいう。</u></p>
<p>(業務及び名称の使用制限)</p>	<p>(業務及び名称の使用制限)</p>
<p>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。<u>ただし、第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(1) <u>第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) <u>ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合</u></p>
<p>2 (略) (免許)</p>	<p>2 (略) (免許)</p>
<p>第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。</p>	<p>第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。</p>
<p>(1) (略) (2) <u>他の都道府県知事等が行うふぐの取扱いに関する試験のうち、知事が適当と認める試験に合格し、他の都道府県知事等の免許等を受けている者であること。</u></p>	<p>(1) (略) (2) <u>前号の試験と同等以上のものであるとして知事が認める他の都道府県の知事が行うふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者であること。</u></p>
<p>第5条 (略) (絶対的欠格事由)</p>	<p>第5条 (略) (絶対的欠格事由)</p>
<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ包丁師の免許を与えない。</p>	<p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ包丁師の免許を与えない。</p>
<p>(1) (略) (2) <u>第21条第2項</u>の規定により免許の取消処分（同項第1号に該当することを理由とした免許の取消処分を除く。）を受けた後3年を経過しない者</p>	<p>(1) (略) (2) <u>第23条第2項</u>の規定により免許の取消処分（同項第1号に該当することを理由とした免許の取消処分を除く。）を受けた後3年を経過しない者</p>

新	旧
<p>第6条の2～第10条 (略) (ふぐの取扱い等に係る禁止事項等)</p> <p>第11条 ふぐ包丁師は、認証施設以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。</p> <p>第12条・第13条 (略) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>第6条の2～第10条 (略) (ふぐの取扱い等に係る禁止事項等)</p> <p>第11条 ふぐ包丁師は、認証施設以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。<u>ただし、第3条第1項第2号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>第12条・第13条 (略) (ふぐ加工製品の取扱い等の届出)</p> <p>第14条 業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。<u>ただし、営業者が認証施設においてふぐ加工製品の取扱い等をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの</u> (届出済書の交付)</p> <p>第15条 知事は、前条の届出を受理したときは、<u>ふぐ加工製品取扱等届出済書(以下「届出済書」という。)</u>を交付する。 (届出済書の書換え等)</p> <p>第16条 届出済書の記載事項に変更があつたとき又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、<u>記載事項の変更又は損傷にあつては当該届出済書を添えて、届出済書の書換え又は再交付を受けなければならない。</u> (ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項)</p> <p>第17条 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、次に掲げるものについて、<u>ふぐ加工製品の取扱い等をしてはならない。ただし、ふぐ包丁師がふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>ふぐ包丁師等が認証施設その他業としてふぐの取扱い等をするのでできると他の都道府県知事等が認めた施設(次条第4項において「認証施設等」という。)においてふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものと認められないもの</u></p> <p>(2) <u>容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第18条 (略)</p>
<p>2 営業者 _____ は、認証書 _____ を客の見やすい場</p>	<p>2 営業者 <u>及びふぐ加工製品取扱者</u>は、<u>認証書又は届出済書</u>を客の見やすい場</p>

新	旧
<p>所に掲示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(免許証の返納)</p> <p><u>第15条</u> ふぐ包丁師が死亡し、又は<u>失踪</u>の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は<u>失踪宣告</u>の届出義務者は、直ちに知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。</p> <p>2 ふぐ包丁師は、<u>第20条又は第21条第2項</u>の規定により免許の取消処分を受けたときは、7日以内に知事に免許証を返納しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ふぐ営業<u> </u>の廃止)</p> <p><u>第16条</u> 営業者は、ふぐ営業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て認証書を返納しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> <u>前項の認証書</u>を返納することができないときは、当該届出に際し、その理由を付さなければならない。</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p><u>第17条</u> 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは営業者、ふぐ包丁師 <u> </u> その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして認証施設 <u> </u> その他の場所に立ち入らせ、ふぐの取扱い等 <u> </u> の状況及び</p>	<p>所に掲示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>営業者及びふぐ加工製品取扱者は、規則で定めるところにより、ふぐ加工製品の取扱い等をしようとするものについて次に掲げる事項に関する記録を保存しなければならない。ただし、ふぐ包丁師が認証施設においてふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を経営する営業者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>ふぐ包丁師等が認証施設等において当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものである旨</u></p> <p>(4) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>(免許証の返納)</p> <p><u>第19条</u> ふぐ包丁師が死亡し、又は<u>失そう</u>の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は<u>失そう宣告</u>の届出義務者は、直ちに知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。</p> <p>2 ふぐ包丁師は、<u>第22条の3又は第23条第2項</u>の規定により免許の取消処分を受けたときは、7日以内に知事に免許証を返納しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ふぐ営業<u>等</u>の廃止)</p> <p><u>第20条</u> 営業者は、ふぐ営業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て認証書を返納しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>ふぐ加工製品取扱者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の認証書又は届出済書</u>を返納することができないときは、当該届出に際し、その理由を付さなければならない。</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p><u>第21条</u> 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは営業者、ふぐ包丁師、<u>ふぐ加工製品取扱者</u>その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして認証施設、<u>ふぐ加工製品の取扱い等をする施設</u>その他の場所に立ち入らせ、ふぐの取扱い等<u>若しくはふぐ加工製品の取扱い等</u>の状況及び</p>

新	旧
<p>監督上必要な物件を検査させることができる。</p>	<p>監督上必要な物件を検査させることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(手数料)</p>	<p>(手数料)</p>
<p>第18条 知事は、この条例に基づき、試験、免許、認証又は免許証若しくは認 証書の書換え若しくは再交付を受けようとする者から、次に掲げる手数料を 徴収する。</p>	<p>第22条 知事は、この条例に基づき、試験、免許、認証又は免許証若しくは認 証書の書換え若しくは再交付を受けようとする者から、次に掲げる手数料を 徴収する。</p>
<p>(1) ふぐ包丁師試験手数料 <u>1万8,000円</u></p>	<p>(1) ふぐ包丁師試験手数料 <u>1万5,530円</u></p>
<p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(営業者_____の地位の承継)</p>	<p>(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継)</p>
<p>第19条 営業者_____がその営業_____を譲渡し、 又は営業者_____について相続、合併若しくは分割(そ の営業_____を承継させるものに限る。)があつたときは、その営業_____ を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員 の同意によりその営業_____を承継すべき相続人を選定したときは、その 者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割 によりその営業_____を承継した法人は、営業者_____の 地位を承継する。</p>	<p>第22条の2 営業者若しくはふぐ加工製品取扱者がその営業若しくは業を譲渡 し、又は営業者若しくはふぐ加工製品取扱者について相続、合併若しくは分 割(その営業又は業を承継させるものに限る。)があつたときは、その営業 若しくは業を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、 その全員の同意によりその営業又は業を承継すべき相続人を選定したとき は、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若し くは分割によりその営業若しくは業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工 製品取扱者の地位を承継する。</p>
<p>2 前項の規定により営業者_____の地位を承継した者は、 遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければ ならない。</p>	<p>2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継した者は、 遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければ ならない。</p>
<p><u>(行政処分)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(行政処分)</u></p>
<p>第20条 知事は、ふぐ包丁師が<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、第4条 の<u>知事</u>の免許を取り消すものとする。</p>	<p>第22条の3 知事は、ふぐ包丁師が<u>第6条第1号に該当するに至つた</u>ときは、 第4条の免許を取り消すものとする。</p>
<p>(1) <u>第4条第2号の免許等が他の都道府県知事等により取り消されたとき。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(2) <u>第6条第1号に該当するに至つたとき。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第21条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食 品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。以下この条において同 じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを 命じ、第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずること ができる。</p>	<p>第23条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食 品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。以下この条において同 じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを 命じ、第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずること ができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第10条、第12条<u>又は第13条第1項</u>の規定に違反したとき。</p>	<p>(2) 第10条、第12条、<u>第13条第1項又は第17条</u>の規定に違反したとき。</p>

新	旧
<p>(3) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、<u>第14条第1項又は第2項</u>の規定に違反したとき。</p> <p>2 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第4条の<u>知事</u>の免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、<u>第14条第1項</u>又は第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 第17条第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第23条～第25条</u> (略)</p>	<p>(3) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、<u>第18条(第3項を除く。)</u>の規定に違反したとき。</p> <p>2 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第4条の免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、<u>第18条第1項</u>又は第3項の規定に違反したとき。</p> <p><u>3 知事は、ふぐ加工製品取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 第17条の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、第18条第2項又は第4項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>(1) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p><u>(2) 第17条の規定に違反した者</u></p> <p><u>3 第21条第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第25条～第27条</u> (略)</p>